

介護保険 住宅改修の手引き



(令和7年4月版)

南幌町 保健福祉課高齢者包括係

介護保険住宅改修の概要

要介護認定されている方が、できるだけ自宅で自立した生活をするために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。手すりの取付けや床の段差解消等、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象です。

支給を受けるためには、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。

住宅改修は、被保険者（利用者）の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案することが必要です。ご本人・家族・介護者にとって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。改修前には、必ずケアマネジャーにご相談ください。

《留意点》

1. 住宅改修業者について

住宅改修業者に北海道や南幌町の指定はありません。担当ケアマネジャー等と相談し、改修内容を決めたのち、業者の選定にあたっては、複数の業者（工務店やリフォーム会社等）に見積もりを依頼し、比較・検討したうえで1社を選ぶことをお勧めします。

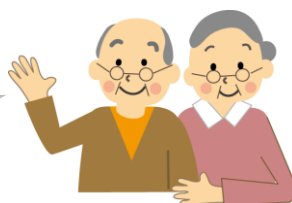
2. 施工後のトラブルについて

施工後のトラブルについては、ご自身が業者と交渉することになりますので、（ご契約時には）アフターサービスについても確認しておくことをお勧めします。

3. 住宅改修の効果の確認について

施工後は、適宜に担当ケアマネジャー等の協力を得ながら、日常生活行為の改善や介助負担の改善などの住宅改修の効果について確認してください。

対 象 要 件



次の要件をすべて満たし、住宅改修を実施した場合に対象となります。事前申請の手続きをしないまま、着工した場合には、原則、支給対象になりませんのでご注意ください。

- （１） 要介護認定を受けており、工事着工日と工事完了日が共に認定有効期間内であること。
- （２） 介護保険被保険者証に記載されている住所地の改修で、実際に居住している住宅であること。

- (3) 本人が在宅であること（入院・入所・外泊は不可）
- (4) 工事内容が介護保険制度の給付対象であり、事前申請の書類にその必要性について記載されていること。
- (5) 住宅改修の着工前に事前申請して、南幌町に事前承認されていること。

《留意点》

1. 介護認定申請中または入院中や施設入所中の方について

介護認定申請中または入院中や施設入所中の方が、事前申請による事前承認後の工事着工は可能ですが、支給申請は、認定結果が出てから、または退院・退所した後になります。（一時帰宅中の支給申請は認められません。）そのため、認定結果が「非該当」の場合や退院、退所できない場合は、住宅改修費の支給を受けることはできなくなります。

2. 一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が支給対象となります。そのため、介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は、支給対象になりません。

3. 新築や増築の住宅改修について

住宅の新築や増築（新たに居室を設ける等）、または改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は、支給対象になりません。

4. ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所等が重複しないように申請してください。

5. 支給対象の工事内容について

・支給の対象となる工事内容であるかどうかは、保険者である南幌町が決定します。同じ工事内容でも保険者が変わると若干判断が異なる場合があります。（例えば、A 町で対象となった工事が B 町では対象にならなかった等。）

・要介護者等の心身の状況や住宅の状況等から生活環境を整えるために必要と考えられる適切な内容・範囲においてのみ支給対象となるものであり、高価な材料を使用する、必要以上に広い範囲を支給対象として申請することのないよう、適切な金額・工法で、効果的な改修となるよう十分に検討してください。（見栄え等のための贅沢・華美なデザインや特に必要性のない加工については認められません。）また、本人の趣味嗜好等を目的とした改修も認められません。

・住宅に固定するなど工事を伴うものが対象となりますので、用具を置くだけの場合は支給の対象になりません。

住宅改修の種類及び内容

住宅改修の種類	内 容
(1) 手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作を円滑にすることを目的として取り付けるもの。 なお、取付けに工事を伴わない手すりは住宅改修の給付対象として認められません。
(2) 段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための改修。 具体的には、敷居を低く（撤去）したり、スロープを設置したり、床をかさ上げしたりするもの等があげられます。 なお、取付けに工事を伴わないスロープ、すのこ等の設置や、動力を使う段差解消機の設置は住宅改修の給付対象として認められません。
(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	居室においては畳敷きから板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更などの改修等があげられます。 なお、滑り止めマットを床に置くだけ等の取付けに工事を伴わないものは住宅改修の給付対象として認められません。
(4) 引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。 ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、住宅改修の給付対象として認められません。

住宅改修の種類	内 容
(5) 洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器に取り替える工事や既存の便器の位置や向きを変更する工事が対象となりますが、福祉用具購入品目である腰掛便座の設置は除きます。 和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取り替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの付加機能のみを目的とした取り替え工事は対象外となります。 さらに、非水洗和式便器から水洗式洋式便器または簡易水洗洋式便器に取替える場合の水洗化または簡易水洗化の費用は、住宅改修の給付対象として認められません。
(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	①手すりの取付けのための壁の下地補強 ②浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ③床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備 ④扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化工事を除く)や床材の変更

支給限度基準額

要介護状態区分にかかわらず、対象となる改修費用の20万円まで住宅改修費の支給申請をすることができ、そのうち9割～7割が保険で支給されます。

残りの1割～3割と20万円を超えた部分の改修費用は自己負担となります。

支給限度基準額20万円に達するまでは、何度でも改修を行うことが可能です。

※保険給付額に1円未満の端数があるときは切り捨てし、自己負担額を切り上げます。

【改修費用15万円の住宅改修の例（※自己負担1割の場合）】



支給限度基準額の例外

以下のどちらかの要件に該当した場合、過去に住宅改修費の支給を受けている方でも、支給限度基準額が再度20万円まで利用できるようになります。ただし、以前の支給限度基準額に残額があっても、持ち越されずに20万円となります。

1. 転居して住所が変わる場合
2. 要介護状態が著しく重くなった場合（同一住宅・同一要介護者について1回のみ）
初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、下記のように要介護状態区分が3段階以上上がった場合が対象です。
（※要介護状態区分であって、要介護度ではありません。）

初回の住宅改修着工日の 要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の 要介護状態区分
（第一段階）要支援1	（第四～六段階）要介護3・4・5
（第二段階）要支援2・要介護1	（第五～六段階）要介護4・5
（第三段階）要介護2	（第六段階）要介護5

支 給 方 法

支給方法には、償還払い方式と受領委任払い方式の2種類があります。

支給方法		内 容
①	償還払い	申請者が対象工事費用の全額を一旦施工業者に支払った後に、対象工事費用の9割～7割を南幌町から申請者に支給します。 介護保険料の未納により給付制限を受けている場合は、保険給付が7割に減額されます。
②	受領委任払い	申請者が対象工事費用の1割～3割（自己負担分）のみを施工業者に支払った後に、対象工事費用の9割～7割を南幌町から施工業者に直接支払います。 <u>ただし、受領委任払いを利用する場合は、あらかじめ施工業者が受領委任払い事業者の登録が必要です。</u> 入院・入所中の方が退院・退所に向けて住宅改修をする場合や要介護認定申請中の場合は償還払いをご利用ください。 なお、介護保険料に未納があり、給付制限を受けている方は、受領委任払いの利用はできません。

申 請 手 続 き に つ い て



介護保険住宅改修は、工事着工前の事前申請と工事完了後の事後申請の2段階の申請が必要です。申請にあたっては、ケアマネジャーや施工業者と十分に話し合ってください。利用者（家族）、ケアマネジャー、施工業者の意思疎通ができていないと改修トラブルの原因になります。

必要な書類が揃ったら、ケアマネジャー等を通じて工事着工前に南幌町に申請してください。申請には改修内容を把握している方が来庁してください。

《留意点》

1. 介護認定申請中または入院中の方は、事前申請承認後の工事着工は可能ですが、事後申請は、認定結果が出てから、又は退院した後になります。
2. 住宅改修完了前に利用者が死亡した場合は、死亡時に完成している部分のみが支給対象になります。

手 続 き の 流 れ

住宅改修の内容（計画）について、ご家族、担当ケアマネジャー、施工業者と相談してください。



《事前申請》

申請書類を揃えて、ケアマネジャー等を通じて南幌町へ事前申請を行います。

南幌町は、住宅改修の内容について書類審査（必要に応じて現地調査）を行った後、工事着工の承認をします。

《工事着工 ⇒ 完成》

施工業者が工事着工の承認を受けて、工事を着工します。

※改修内容に変更が生じた時は、工事を一旦中断し、南幌町にご相談ください。

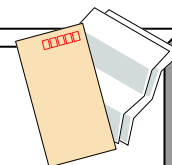


《事後申請》

完成書類一式を揃えて、ケアマネジャー等を通じて南幌町へ事後申請を行います。

※事後申請受付から支給決定まで2ヶ月程度掛かります。被保険者等の負担を減らすためにも事後申請書類は工事完了日の翌月5日までに提出してください。

南幌町は、住宅改修の内容について書類審査（必要に応じて現地調査）を行った後、申請者に住宅改修費支給決定通知書を発送します。
※受領委任払いの場合は、施工業者にも発送します。



《償還払い》

申請者の口座に住宅改修費を振込みます。



《受領委任払い》

施工業者の口座に住宅改修費を振込みます。

事前申請時の提出書類と留意点

※下記の内容は一般的な事例を想定しているため、その他書類等が必要な場合もあります。予めご了承ください。

1. 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前承認申請書

- ・ 事前申請時において、記入できる部分は記入してください。

2. 住宅改修が必要な理由書 P1・P2

- ・ 居宅（介護予防）サービス計画を作成している担当ケアマネジャーに作成してもらってください。担当ケアマネジャー以外の方が作成する場合は、担当ケアマネジャーと十分に連絡調整を行ったうえで、担当ケアマネジャーが内容を確認してください。
- ・ 居宅（介護予防）サービス計画を作成していない方は、ケアマネジャーや地域包括支援センターの職員、福祉住環境コーディネーター2級以上の方、作業療法士に作成を依頼してください。
- ・ 記入が必要な全ての項目が記載されていること
- ・ 被保険者氏名・住所が被保険者証記載のものと一致していること
- ・ 身体状況と改修箇所の問題点が具体的に記載されていること
- ・ 改修内容が介護保険対象として妥当であること

3. 工事費内訳書又は工事費見積書

- ・ 住宅改修の種類・箇所ごとに商品名、部材単価、数量等が区分けされて記載されていること
- ・ 材料費と工賃および諸経費が区分けされて記載されていること ※工事一式等は不可
- ・ 工事見積書に介護保険支給対象外の改修が含まれている場合、保険給付の対象となる部分が明示されていること
- ・ 諸経費を計上している場合や値引きがある場合、金額按分されていること
- ・ 手すり取付けの場合で、例えば2メートルの木製手すりを切って数カ所に取り付ける場合には各箇所ごとに長さの記載が必要 ※この場合、保険給付で認められる工事費用の範囲（対象部分）は実際の手すりの長さ及びその取付け工事に必要な範囲に限られます。
- ・ 工事見積書の宛名、住所（施工場所）等は被保険者本人であること
- ・ 工事見積書に社名等の記入や社印が押印されていること
- ・ 工事見積書の計算が合っていること

4. 住宅改修箇所見取図

- ・ 被保険者の本人の動線がわかり、改修の位置が確認できるものであること
- ・ 段差解消の場合、改修前後の状態を図面に記載しているか、断面図等で改修前後

の状態が確認できること

- ・ 踏み台、スロープの設置等で、カタログにない特注品等を使用する場合、図面に寸法が記載されていること

5. 改修前の写真（撮影日付入りのもの）

※写真の現像費用は住宅改修費の支給対象外

- ・ カメラに日付機能がない場合は、黒板等を利用して撮影すること
- ・ 状況に応じて、遠景・近景に分けたり、1枚で表示できない場合は分割して全体を表示する等、改修の全体像と動作のイメージが分かるよう工夫すること
- ・ 段差解消の場合は、メジャーを写し込んで高さがわかるようにすること
- ・ 手すりの取り付け位置、施工範囲等の改修後の状態を写真上に表示すること

6. 住宅改修承諾書（改修を行う住宅の所有者が本人以外の場合）

（1）賃貸用

- ・ 記入が必要な全ての項目が記載されていること
- ・ 賃借人及び賃貸人の記名・押印があること

（2）賃貸用以外

- ・ 記入が必要な全ての項目が記載されていること
- ・ 住宅の所有者氏名が自署されていること

7. 介護保険居宅介護住宅改修費受領委任払申請書

- ・ 被保険者の氏名の自署及び押印、住所の記載があること
- ・ 受領委任払い事業者の必要項目の記載と押印があること
- ・ 新規・認定申請中でない。※原則、新規・認定申請中は受領委任払申請不可

※事前承認の時期について

施工内容や書類の不備がなくても、承認に時間を要する場合があります。予めご了承ください。

※事前承認後の変更について

住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。住宅改修業者が改修を行う際に、利用者・家族から取り付け位置の変更等を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと保険給付の対象外となってしまう場合があります。そのような場合には、必ず事前にケアマネジャーにより保健福祉課高齢者包括グループまでお問い合わせください。問い合わせの必要性が発生した日が閉庁日の場合、その直後の開庁日に必ずお問い合わせください。

事後申請時の提出書類と留意点



1. 介護保険居宅介護住宅改修費支給申請書

- ・ 全ての項目が記載されていること
- ・ 被保険者氏名・住所が被保険者証記載のものと一致していること
- ・ 着工日は事前確認の日以後の日付であること
- ・ 支給申請日は工事完了の日以後の日付であること

2. 領収証（原本）

（償還払いの場合）

- ・ 領収金額が、見積金額（工事費内訳書）と同額であること

（受領委任払いの場合）

- ・ 領収金額が、利用者負担額と一致すること（保険対象部分の1～3割である ※ただし、施工内容に給付の対象とならない部分が含まれるときは、当該対象外費用の全額に保険対象部分の1～3割を合算した金額である）

（償還払い・受領委任払い共通）

- ・ 領収年月日が記載されていること
- ・ 施工業者の印が押されていること
- ・ 氏名等が被保険者本人であること
- ・ ただし書きの記載に介護保険住宅改修の工事であることが明記されていること

3. 改修前後の写真（撮影日付入り） ※写真の現像費用は住宅改修費の支給対象外

- ・ 改修箇所の写真であることがわかること
- ・ 使用した部材が写真の中で確認できること（必要に応じて工事の経過（途中）写真等を添付）
- ・ 固定状況や段差状況が確認できること
- ・ 事前申請時の「改修後図面」及び「工事見積書」と整合した内容であること
- ・ 改修前と同方向から撮影した写真であること

4. 町長あて請求書（受領委任払いの場合のみ）

《留意点》

1. 領収証について

- （1）領収証の宛名は要介護（要支援）認定を受けている被保険者氏名にしてください。
- （2）領収証の金額は、原則、事前申請で承認された見積金額と同額である必要があります。金額の訂正は認められません。
- （3）発行者の社名や印がないもの、また、単に改修費を改修業者の口座に振り込ん

だことを証明した書面は領収証として受付できません。

2. 隣家との共用地等に係る部分について

玄関までのアプローチ等にスロープや手すりを設置するとき等、隣家との共用地や共有道路に係る部分について、固定資産の状況や建築・消防等関係法に抵触していないかどうかの確認をさせていただく場合があります。

住 宅 改 修 の 種 類

下記の事例は、あくまで一般的な事例を取り上げています。対象の可否についてあいまいなケースについては、利用者の身体状況等により個別に判断する場合がありますので、必ず事前に保健福祉課高齢者包括グループにご相談ください。

(1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒防止、移動または移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事です。

手すりを取り付けるための壁の下地補強も対象となります。

ただし、取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは福祉用具貸与の対象となります。

保険給付対象工事	対象外工事
○居室内の手すり（居室、便所、浴室、玄関から、階段等）	X固定しない床置きや、突っ張り式の手すり、便器を囲んで使用する手すり、ベッド用手すり（福祉用具貸与の対象）
○敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路等）	X浴槽の縁を挟み込んで固定するもの（福祉用具購入の対象）
○下駄箱、タンス等への手すりの取付け（固定家具等に取付けで、安全性が確認できる場合に限る）	X集合住宅等の共用部分の手すり（但し、貸主や管理組合の承認があれば可）
○手すりの取り替え、移設（身体状況の変化等による場合と、老朽化で危険がある場合に限る）	X敷地外の手すり
○既存手すりの撤去費（手すりの付け替え、移設の場合）	
○手すり取付けに伴う壁の下地補強（付帯工事）	
○手すり取付けに伴うコンセント、スイッチ等の移設（付帯工事）（手すり取付けの妨げになる場合に限る）	

（２）段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差や傾斜を解消するために、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等を目的とする工事です。

浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事も対象になります。

ただし、取付け工事で固定しないスロープは福祉用具貸与、浴室内すのこは福祉用具購入費の対象となります。

保険給付対象工事	対象外工事
○各居室の敷居を低く（撤去）する ○居室、廊下の段差を解消する ○スロープ、踏み台を固定設置する ○敷石をコンクリート打ちなどで、平らにする ○浴室の洗い場のかさ上げ（すのこを設置する場合は、福祉用具購入の対象） ○浴槽をまたぎやすい浅いものに取り替える ○階段の勾配を緩やかにする ○傾斜の解消 ○浴室の洗い場のかさ上げや浴槽の取替えに伴う給排水設備工事（付帯工事） ○スロープの設置に伴う、<u>転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置</u>（付帯工事） ○段差解消工事に伴う、コンセント等の移設（付帯工事）	- Xスロープ、踏み台を固定せずに置く - X昇降機、リフト、段差解消機の設置 - X玄関に腰かけ台の設置 - X浴槽の取替えに伴う給湯器の工事 - X電気工事 - X<u>転落防止柵の設置単独の工事</u>

（３）滑りの防止及び移動の円滑化等のために床または通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニール系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等を目的とする工事です。

床材の変更のための下地補強や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤整理も対象になります。

保険給付対象工事	対象外工事
○畳から板製床材・ビニール製床材への変更 ○浴室の床材を滑りにくい床材に変更	- X老朽化による床材の張り替え - X滑り止めマットを固定しないで置く - X転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更

○屋外の通路を滑りにくい舗装材等に変更 （滑り止め融雪マットの電源部分は対象外） ○階段の滑り止め加工（固定するものに限る） ○床材変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の材料変更のための路盤の整備（付帯工事）	
---	--

（４）引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替え工事のほか、ドアノブの変更、戸車の設置、扉の撤去、扉位置の変更等に比べて費用が低価に抑えられる場合に限り、引き戸等の新設も対象となります。

また、扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事も対象です。

保険給付対象工事	対象外工事
○開き戸から引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン、シャワーカーテン等への取替え ○重い引き戸・折り戸から軽い引き戸・折り戸への取替え ○ドアノブの変更、戸車の設置、吊元の変更 ○間口の拡大 ○扉の新設（但し、扉位置の変更等に比べ費用が抑えられる場合のみ） ○扉の撤去 ○扉の取替えに伴う、壁や柱の改修（付帯工事）	X 自動ドアへ取替えた場合の動力部分相当の費用 X 雨戸の取替え X 既存の引き戸・折り戸が古くなったことによる取替え

（５）洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事です。ただし、腰掛便器の設置は福祉用具購入費の対象となります。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合これらの機能等の付加は含まれません。

非水洗和式便器から、水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、水洗化または簡易水洗化にかかる工事や電気配線、天井などの工事は対象外となります。

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更も対象になります。

保険給付対象工事	対象外工事
○和式便器から洋式便器への取替え 身体状況によっては、暖房便座や洗浄機能等付加された便器へ取替えも可 ○既存の和式便器を取壊し、別な場所に洋式便器を設置 ○既存の洋式便器を今の場所で位置や向きを変える工事 ○既存の洋式便器のかさ上げ工事 ○便器の取替えに伴う床・壁の解体、修復工事 ※天井を除く（付帯工事）	X洋式便器から洋式便器への取替え X便器の老朽化や故障等が理由の場合 X既に洋式便器である場合の暖房便座や洗浄機能等を付加する工事 ※洋式便器への取替えは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているため、これらの機能付加を目的とした場合は対象外 X和式便器の上に置いて腰掛便器に変換するもの（福祉用具購入の対象） X既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置 X電気工事

（応用）ユニットバス

浴室の段差解消等を目的とする場合、ユニットバスの一部が住宅改修費の支給対象となります。制度開始当初は対象ではなかったのですが「洗い場の価格が提示できれば、特別申請を受ける。」ことから始まりました。ケアマネジャーによる理由書の指示にもとづき、対象となる部材の価格が分かる部材価格表の提示があった場合に対象とできます。

住宅改修についての質問

住宅改修の内容や手続きについてご不明な点は、南幌町保健福祉課高齢者包括グループまでお問い合わせください。また、厚生労働省の介護サービス関係Q＆Aにも多くの相談事例が掲載されていますのでそちらも参考にしてください。



厚生労働省 介護サービス関係Q＆A

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kouresha/qa/index.html



お問い合わせ先

〒069-0235

南幌町中央3丁目4番26号

南幌町保健福祉課

高齢者包括係

TEL 011-378-5888